

2019年9月30日

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

消費税増税に伴う弊社ファンドの運用管理費用について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承の通り、2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ変更されることに伴い、弊社が設定・運用する投資信託の運用管理費用（信託報酬）につきまして、以下の通りご案内申し上げます。

	株式投資信託 ^{※1}	公社債投資信託 ^{※2}
運用管理費用 (信託報酬)	消費税抜きの報酬率に対して、10%の消費税が加算されます。 ※ファンド・オブ・ファンズの形態で、投資対象とする投資信託証券が外国投資信託等の場合には、その部分について消費税はかかりません。	消費税増税に伴う報酬率の変更はありません。 <対象ファンド（追加型のみ記載）> ○公社債投信 1月号～12月号 ○日興MRF（マネー・リザーブ・ファンド） ○財形給付金ファンド

※1) 税法上の「公社債投資信託」以外のファンドを指します。

※2) 消費税法第6条に基づき、消費税が課されないファンドを指します。

各ファンドにおける信託報酬率につきましては、投資信託説明書（目論見書）をご覧ください。本件につきまして、ご理解を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

■当資料は、日興アセットマネジメントが設定・運用する投資信託の今後の取扱いについてお知らせすること等を目的として作成した資料であり、特定ファンドの勧誘資料ではありません。